

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 の評価について
(検証・評価シート)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015 における具体的取組み方策

(計画書 第3章より)

計画の基本理念

～ 人がつながる、安心・支え合いの市民福祉 ～

市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築することにより、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)をめざします。

基本理念を実現するための3つの具体的取組み方策

- ①ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化
- ②コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援
- ③コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

市民一人ひとりが地域社会とのつながりを途切れさせないよう、身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、隙間を作らないよう連携して対応するワンストップサービス機能の充実をはじめとした相談対応の総合化をはかる。

- ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援
- 市民の支え合い活動の充実(インフォーマル、「制度外」のサービスの充実)
- 医療と福祉の幅広い連携
- マイノリティの支援
- 生活困窮とならないための支援
- 権利擁護事業の充実 など

2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

複合的課題を抱える市民が、分野をまたがった機関の連携を必要とする際にあっても、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワーク」を配置して、地域で支援者間の顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化をはかる。

- 「地域福祉ネットワーク」（仮称）を配置など

3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

地域住民組織の活動に継続性をもたせるためコミュニティビジネスを志向する新しい動きも見られるが、市民・事業者・行政が協働し、行政と地域の多様な担い手とがともに公共的なサービスを担い、市民の利益につながるような活動の支援について検討・推進していくとともに、地域福祉の今日的な課題について重点的な取組みをはかる。

- コミュニティビジネスを志向する市民を支援
- 新たな担い手市民を輩出する方策
- 災害時等における要援護者の避難支援
- 高齢者の孤立の防止・見守り など

取組み方策に対する評価

【行政による内部評価】

取組みの方向性 1

ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

市民一人ひとりが地域とのつながりを途切れさせないよう、身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、市民と行政などが連携して対応するワンストップ機能の充実をはじめとした相談対応の総合化を図ります。

主な取組み方策の成果

- ふれあいのまちづくり協議会が活動の主体となり、地域によっては既存の行事の中で相談の場を設ける取組みが広がりを見せるなど身近な相談機能づくりが浸透し、高齢者やひとり暮らしの方の情報やニーズ把握につながっている。
- あんしんすこやかセンターを中心とする地域ケア会議の実施が広がり、医療・介護関係者間における課題・方向性の共通認識を図ることができた。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が全区に整備されたことにより、医療と介護の連携における実践的な取組みが進んだ。
- 生活に困っている人から、年齢や世帯構成に関わらず幅広い相談を受け付けることができる「暮らし支援窓口」を平成27年度より区役所に設置するとともに、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置することにより、就労支援を一体的におこなえるようにするなど相談機能の充実を図ることができた。
- 市民後見人の養成、「成年後見の利用手続き相談室」の開設など権利擁護事業の充実を図ることができた。

今後の方向性

- 担い手の人材不足や高齢化により、新規事業に取り組む余力がないなど、ふれあいのまちづくり協議会での実施が困難な地域については他の社会資源との連携や新たな支援の方法などを検討していく。
- 地域での相談機能の充実を引き続き図りながら、区役所に設置されている「暮らし支援窓口」と地域福祉ネットワークを中心とした庁内、区役所内、関係機関や民生委員、社会福祉法人、事業者等との連携により、切れ目のない相談体制と、様々な福祉課題に対応できる仕組みを構築していく。
- きめ細やかな市民活動の促進、医療と福祉の幅広い連携、権利擁護事業など市民福祉に関する相談対応の総合化について引き続き取組みを進める。

取組みの方向性 2

コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

複合的課題を抱える市民に対して、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワーカー」を配置して、地域での普段から顔の見える関係づくりと、つながりの円滑化を図ります。

主な取組み方策の成果

- 平成 27 年度に地域福祉ネットワーカーの全区配置が完了し、既存の仕組みでは対応できていない地域課題や制度の狭間・複合的な生活課題を抱える要援護者に対する支援などのニーズを汲み上げ、その課題解決を契機に従来つながっていなかった関係機関のネットワーク化を実現しつつある。
- 地域福祉ネットワーカーの活動における事例集を作成し、地域共通の課題として普遍化し、他の地域とも情報共有することができた。

今後の方向性

- 地域福祉ネットワーカーをはじめ、各区社会福祉協議会のコーディネーターなど職員間での情報共有をしながら、今後も潜在的または複合的課題をかかえる市民への対応力の向上に努め、地域の取組みを効果的に支援する体制づくりを強化していく。
- 地域福祉ネットワーカーと区社協内のコーディネーターや地域の協力者との新たな連携のあり方などの検討を行っていく。

取組みの方向性 3

コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

市民・事業者・行政が協働し、行政と地域の担い手とがともに公共的サービスを担い、市民の利益につながるような活動の支援について検討・推進していくとともに、地域福祉の今日的な課題について、重点的に取り組みます。

主な取組み方策の成果

- ソーシャルビジネスマーク認証事業、ソーシャルビジネス推進助成制度の実施により NPO・事業者の取組みを支援した。また、市民福祉大学や神戸いきいき勤労財団においてコミュニティビジネスに関する研修・講座を開催し、人材育成、運営の充実を図った。
- 「災害時の要援護者への支援に関する条例」が施行され、関係機関との情報共有、地域主体の共助の取組みによる避難体制づくり、福祉避難所の指定などを進めることにより、避難支援の環境を整えることができた。
- あんしんすこやかセンターに地域支え合い推進員を配置することにより、これまでの見守り活動を発展させ、住民相互に見守り支え合える地域づくりを始めることができた。また、新たな協力事業者が増え、地域に見守りの目を増やすことができた。

今後の方向性

- コミュニティビジネスに取り組む市民や事業者の活動については、地域におけるしごとづくりの観点からさらに広がるよう引き続き支援のあり方を検討・推進していく。
- 災害時の要援護者への支援については、引き続き地域の取組みを支援していくとともに基幹福祉避難所の充実など新たな仕組みづくりを構築し、災害対応力の強化を図っていく。
- 地域住民主体の支え合い活動を進めるとともに地域で支援を必要とする方の実態に即した見守りのあり方を検討していく。

【委員による評価】

全体

○市の取り組む事業の実施状況の評価もよいが、その事業の実施により、市民の中から活動者や団体が生まれたといった成果や効果が分かればよいと思う。計画の進捗評価にあたっては、神戸市の施策のみならず、市民や民間事業者が行う事業の成果や実績の紹介や、あるいは検証・評価も踏まえながら、市・市民・事業者全体の進捗や関係性も必要になってくる。

○計画にでてくる市民が民生委員や地域団体、あるいは若者や子育てをしている人などが多いことからそのような人以外の普通の人の姿が見えにくくなっている。

○この計画は、総合計画であるが同時に地域福祉計画でもあるという側面を持つことから、市の個別の事業だけを評価する見方は不十分であり、住民参加のプロセスが分かる視点がほしい。

○一方で、地域福祉がどのように進んだのかを何の尺度で見えていくのか、市民の動きをどのように尺度化して、誰が評価するのかという問題は大変難しい問題である。

○行政にしかできないことの一方で、ボランティアセクター、住民セクターでしかできないこともあることから、今後は住民が意見を出し、政策・制度に参加し、関わっていく場をどのように担保し、つくっていくのが大事である。

○この計画を見て誰もが、不安がなくなり、安心して暮らしていくことができると感じられるようにしなければならない。特別な人、特にニーズのある人だけが対象と感ぜられることのないようにしてほしい。

(参 考 资 料)